

(障害者総合支援法) 相談支援サービス重要事項説明書

1. 事業者

事業者名称	社会福祉法人 小浜市社会福祉協議会
代表者名	理事長 山岸 博之
事業者所在地	福井県小浜市遠敷 8 4—3—4
電話番号	0770-56-5800
F A X 番号	0770-56-5806

2. 事業所

事業所名称	小浜市社会福祉協議会指定相談支援事業所
管理者氏名	中野 よしみ
事業所所在地	福井県小浜市遠敷 8 4—3—4
電話番号	0770-56-5802
F A X 番号	0770-56-5810
指定年月日及び指定番号	平成 24 年 9 月 1 日 福井県 1830300073 号(特定) 平成 24 年 9 月 1 日 福井県 1870300272 号(児童)

3. 事業の目的・運営方針

(1) 事業の目的

障害者総合支援法に基づく指定相談支援（以下、「相談支援」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な相談支援を行うことを目的とします。

(2) 運営方針

1. 相談支援を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行うものとします。
2. 相談支援の実施に当たっては、利用者提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとします。
3. 相談支援の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な相談が行えるよう努めるものとします。
4. 相談支援の実施に当たっては、関係市町村及び障害福祉サービス事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 職員の職種、員数及び職務内容

(1) 職員の職種、員数

- ・管理者 1名 (常勤・兼任)
- ・相談支援専門員 1名 (常勤1名・兼任)

(2) 職務内容

- ・管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- ・相談支援専門員は、利用者の生活全般にかかる相談、サービス利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行う。

5. 営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、次の期間は除くものとする。

1. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
2. 8月13日より8月15日まで
3. 12月29日より翌年1月3日まで（年末年始）

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

6. 通常の事業の実施地域

小浜市の区域とします。

7. サービスの内容

相談支援サービスの主な内容は、次のとおりです。

①サービス利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

<サービス利用計画の作成の流れ>

①相談支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族等に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握します。

②利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス利用計画の原案を作成します。

③相談支援専門員は、作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス利用計画書の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

②サービス利用計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等と毎月1回以上面接し、経過を把握します。
- ・サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。

- ・ 指定障害者福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び当該障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
- ・ 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

③サービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をいたします。

8. 利用料金

指定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

9. 緊急時の対応方法

相談支援サービスを提供の際に、利用者の病状に急変その他事故発生等緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医、利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

10. 守秘義務

- (1) サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密および個人情報については、利用者または第三者および事業従事者の生命、身体などに危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後第三者に漏らしません。
- (2) 前項の規定にかかわらず、利用者に係る医療機関等関連機関との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者及びその家族の同意を得たうえで、情報提供することができるものとします。
- (3) サービスの提供に当たって、緊急時の速やかな対応を行うため等正当な理由がある場合は、利用者及びその家族の同意を得たうえで、医療機関等関連機関から心身等の情報を得ることができるものとします。

11. サービスに関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

12. 苦情等の受付

(1) 利用場所及び時間

当事業所内において、上記の営業時間でご相談、苦情を受け賜われます。

(2) 利用方法

来談、電話、FAX、電子メール、書簡等で受け賜われます。

電話番号 0770-56-5802

FAX番号 0770-56-5810

電子メール info@obama-shakyo.or.jp

(3) 窓口担当者 管理者 中野 よしみ

その他、当事業所以外に、市町村担当課等に苦情を伝えることができます。

13. 情報提供等に関する同意への求め

利用者及びその家族に関する個人情報を、保健サービス機関、医療機関、福祉サービス機関等に必要に応じて情報を提供または得ることを求めます。

14. その他重要事項

本重要事項説明書に定めのない事項については、障害者総合支援法その他関係法令定めを遵守するものとします。